

令和7年度

事業計画書・予算書  
社会福祉事業一般会計  
公益事業特別会計

社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会

〒645-0002

和歌山県日高郡みなべ町芝447-2

みなべ町社会福祉センター内

TEL0739-72-5611/FAX0739-72-5610

HP: <http://www.wakayamanet.or.jp/minabeshakyo>

Eメール: [minabeshakyo@wakayamanet.or.jp](mailto:minabeshakyo@wakayamanet.or.jp)

## ＜ 基 本 方 針 ＞

～誰もが安心して暮らせる地域社会実現のために～

### 一人ひとりの思いを大切に！共に助け合い温かいまちづくりを

孤立や孤独、コロナ禍以降の社会の変化、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が、暮らしにくさの要因となっています。地域社会の中で抱える生活課題は、複雑化、混在化するなど支援の多様性、継続性が求められる時代に変化しています。平成17年1月の法人合併以降20周年を迎え、そうした変化の共通理解を役職員で深め、さらに取り組んでまいります。

生活課題を解決に向けて、「地域共生社会の実現」があり、あらゆる世代、住民1人ひとりの暮らしと生きがい、地域の方とともに考え、だれもが取り残されず暮らせるまちづくりを今年度も一歩ずつ進めてまいります。

また、社会福祉協議会の安定的、継続的な運営のため、介護保険、障害福祉サービス、公益のサービスの提供では、経営の効率化、質の向上が求められていますので、事業所の再編、人材の確保や育成、そのための体制作りを図ってまいります。

本会としては、これまでも高齢者・障がい者・児童について、制度や委託事業、独自の支援を行ってまいりましたが、今後は、包括的なサービスの提供や支援、また、『縦割り』や「支え手」「受け手」を超えた役割やサービスの在り方を検討しながら、具体的に提供し、その中では、権利擁護を重視しながら、時代に合致した支援体制を他の様々な機関、団体と協働してまちづくりにいかせるようにしてまいります。

さらに、福祉のまちづくりにおいては、住民の方の主体的な取り組みが必要となるため、地域に内在している支え合い、つながりを共有し、その活動を知っていただく活動を通じて、地域のつながり、支え合いをさらに進めてまいります。

本会職員のさらなる専門性(医療、介護、地域福祉等)の向上を図り、一体的に福祉のまちづくりを進めていけるよう努めてまいります。

### <重点事業>

#### ○地域福祉事業

広報啓発活動で地域住民のまちづくりの意識の向上やつながり対話の場づくり、災害対応の準備や認知症の理解の普及啓発

○様々な生活課題に対応して、総合相談、専門相談の法律相談、福祉サービス利用援助事業や成年後見事業の充実、他機関との協働連携の強化

#### ○介護保険・自立支援サービス

現状のサービスの質の向上、効率化(事業所の再編等)を進め、質の高いサービスの提供、人材の確保、育成の体制づくり

## 一般会計事業計画

### 法人運営・共同募金事業(経理区分)

#### 法人運営

##### ◆会議の開催

#### <法人運営・共同募金事業・地域福祉事業>

◇職員配置：事務局長

次長

総括管理者

総務部門1名

地域福祉部門 7名

会議名	回数	月日	備考	会議名	回数	月日	備考
三役会	12	月1回程度	会長・副会長 と事務局との 会議	評議員会	3	6月中旬	
						11月下旬	
理事会	3	5月下旬				3月下旬	
		11月下旬					
		3月下旬					

- ◆監査会の実施(5月下旬):令和6年度の法人運営・事業と会計についての監査
- ◆会員の募集(啓発月間:9月)
- ◆寄付金の活用
  - 地域福祉事業費への充当(介護用品、福祉タクシー券の助成、お出かけ支援サービス)
- ◆法人合併20周年記念事業の実施

### 共同募金事業

- ◆募金運動の実施(10月～12月 ※12月は歳末たすけあい運動)
  - ◇街頭募金(10月4日:オークワ南部店、10/9, 10/26等の各秋祭り)
  - ◇地区募金(各区へ募金封筒を配布)
  - ◇赤い羽根協力店(事業所)、役場、公民館への募金箱を設置、また、ボランティア協力校や職域での募金運動
- ◆募金配分金の活用
  - ◇一般募金の配分先
    - ボランティア給食サービス、ボランティア協力校活動助成、地域福祉活動事業助成、紙おむつ助成事業
  - ◇歳末たすけあい募金の配分先
    - 生活困窮者向け支援品(食料品、小中学校の生理用品)、福祉機器の購入、生活援護資金、防災用品等

## 地域福祉事業(経理区分)

### 障害者地域生活支援事業の受託

- ◆手話奉仕員養成・派遣事業(手話サークル「陽だまり」<主に水曜日の夜間活動>との協働)
- ◆要約筆記グループへの支援
- ◆声の広報等発行事業(朗読ボランティア「はあとグループ」が実施)
  - ◇「広報みなべ」と「福祉みなべ」の収録(毎月)、対面朗読や読み聞かせ、録音してHPに掲載
- ◆スポーツ・レクリエーション教室開催事業
  - ◇障害者スポーツ大会への参加支援
  
- ◆福祉機器リサイクル事業(不用になった機器をリサイクル、貸出し再利用する)
- ◆成年後見制度法人後見支援事業(成年後見制度の広報啓発事業等)

### みなべ町地域活動支援センターの受託

地域活動支援センターは、地域で生活している身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者などが利用できる通所施設です。地域で暮らす障がい者のなかには、積極的に地域社会とのつながりを持つことが難しく、孤立してしまう人もいます。地域活動支援センターではそのような障がい者に対して日中の居場所づくりや生きがいつくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行い、地域社会との交流を促していきます。

- ・野菜作り等を通して活動の場を提供することにより社会とのつながりと就労意欲の向上を図る。
- ・高校生との地域の環境美化活動等の継続を図る。
- ・地域の高齢者との交流を行い、世代を超えて地域で共に暮らすことを体験する。

利用定員 14人まで

・福祉農園利用者 6人(登録者)

## はあとカフェの運営

様々な障がいを持つ人など、他者との関りづらい方も含め、多世代の住民が集いやすい居場所づくりを目指しカフェを運営する。気軽な相談の機会や社会参加、つながり、引きこもり者の支援につながる等多様性を持ち、他の関係事業所との連携を図る。

## 相談援助事業

- ◆総合相談(くらしのなんでも相談)
  - ◇電話相談、来所相談を担当職員が受付ける。(相談内容に応じて民生児童委員、専門機関に連絡)
- ◆専門相談: 弁護士による法律相談(年6回: 5・7・9・11・1・3月)
  - ◇開設日年6回: ◇担当弁護士: 中松村夫氏・村上有司氏
- ◆ 認知症カフェの共催(地域包括支援センター、認知症キャラバンメイト等 ふれ愛喫茶内、はあと館 月1回)

## 地域福祉事業(生活支援事業)

- ◆～ともに助けあう地域づくり～小地域ネットワーク活動の推進と支援
- ◆ふれあいいいきサロン活動費、地域福祉活動支援事業の助成
  - (高齢者や障がい者を中心とした身近で集う場所作り・生活支援と生きがい活動)
- ◆ボランティア給食サービス(週2回: 火・金曜日実施 1・8月はサービス休み)
- ◆子育て支援として、ベビーシート、ベビーバス等の貸出し
- ◆お出かけ支援サービス(免許返納等で、自動車の運転が困難な高齢者グループを対象に行う送迎サービス(予約制月5組まで)
- ◆紙オムツ・福祉タクシー料金の助成
- ◆福祉サービス利用援助事業の拡充
  
- ◆成年後見事業の拡充

- ◆福祉資金等貸付事業、前芝岡崎修学資金、生活援護資金貸付事業
  - ◇生活福祉資金貸付制度の効果的活用
  - ◇生活援護資金の貸付(1件3万円以内)
  - ◇かけこみ資金の貸付(ホームレス対策):1件500円

#### 地域福祉事業(ボランティアセンター)

- ◆ボランティアスクールの開催(夏休み期間に町内の福祉施設で 対象:中高生・一般)
- ◆ボランティア相談(ボランティア登録・斡旋等)
- ◆ボランティア協力校の指定と支援「協働して充実した福祉教育を」
  - ◇対象:南部高・南部中・南部小・岩代小・愛の園こども園  
上南部中・上南部小・上南部こども園・高城中・高城小・高城保・清川小
- ◆福祉委員活動事業
  - ◇福祉委員会の開催(年1回) ◇社協会員の募集活動(9月)
- ◆広報啓発事業
  - ◇広報紙「福祉みなべ」(年12回発行)や社協総合パンフの発行による事業の啓発
- ◆福祉団体等支援
  - ◇事務支援(社協で事務局を担当している団体等)  
長寿クラブ・障がい児者父母の会・遺族会・身障連盟・日赤奉仕団等

みなべ町生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターを配置

- ◆ 支えあいの体制づくりに関する住民、各種団体への周知及び意識啓発、地域資源(多様な担い手を含む)の活用等
- ◆ 地域包括支援センター及び地域の関係諸団体との情報共有及び連携、協働による取組みの推進のための連絡会の開催及び運営(協議体)等

## 介護保険事業特別会計の事業計画

居宅介護支援事業 みなべ町社協はあと館(片町・みなべ町社会福祉センターはあと館内) 令和7年度より、事業所をふれ愛と統合

### <実施する事業>

#### ◆介護保険事業

居宅介護支援サービス(対象者:要介護1~5)

- ・ケアマネージャーが介護サービスの利用計画(ケアプラン)を作成します。

介護予防支援サービス(対象者:要支援1・2) (介護予防ケアマネジメント含む)

- ・ケアマネージャーが介護予防サービスの利用計画(ケアプラン)を作成します。

### <職員の配置と利用見込>

ケアマネージャー数(全員ケアマネージャー資格を取得)

雇用区分 ※介護支援専門員は、常勤換算7.3人

ケアマネージャー数(全員ケアマネージャー資格を取得)					
雇用区分	人数	その他の資格取得状況			
		准看護師	介護福祉士	社会福祉士	社会福祉主事
専従	7	0	6	1	0
兼務	2	0		2	0
計	5		6	3	0

利用見込数	利用者実人数	月間延件数
居宅介護支援	250	250
介護予防支援	30	65

## <実施する事業>

### ◆介護保険事業

訪問介護サービス(対象者:要介護1~5)

・ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護(食事や排泄、入浴のお世話など)や生活援助(部屋の掃除や洗濯、食事の準備や調理など)を行います。

介護予防・生活支援サービス事業(現行相当の訪問介護)(対象者:要支援1・2)

・自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援を行います。

### ◆高齢者生活支援サービス(対象者:介護保険制度に該当しない方)

生活管理指導

・家族の支援が困難な一人暮らしや夫婦のみ高齢者などが、日常生活上の指導・支援が必要な時に、ホームヘルパーの派遣を行います。

### ◆障害者福祉サービス(障害者総合支援法 対象者:身体・知的・精神障害者)

居宅介護

・ホームヘルパーが自宅を訪問して、食事や排泄、入浴の介護等を行います。

重度訪問介護

・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

## <職員の配置と利用見込>

ホームヘルパー数				
雇用区分	人数	その他の資格取得状況		
		介護福祉士	准看護師	介護職員初任者研修
専従	1	1	0	0
兼務	7	1	2	4
計	8	2	2	4

常勤職員のうち、2名は、訪問入浴との兼務

非常勤職員のうち、1名は訪問看護、2名は他の業務と兼務

※ ヘルパー1級・2級の有資格者は、平成25年4月1日から介護職員初任者研修修了者とみなします。

### 訪問入浴介護事業 みなべ町社協訪問入浴事業所

<実施する事業>

#### ◆介護保険事業

訪問入浴介護サービス（対象者：要介護1～5）

・浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問して、入浴サービスを行います。

#### ◆ みなべ町身体障がい者等訪問入浴サービス事業の受託(対象者:身体障がい者等)

職員の配置と利用見込み

利用見込数	利用者実人数	月間延件数
訪問入浴介護	2	10
介護予防訪問入浴介護	0	0

介護員数							
職種	人数	専従	兼務	資格取得状況			
				看護師	准看護師	介護福祉士	介護職員初任者研修
看護師	4	0	4	1	3	0	0
介護員	1	0	1	0	0	0	1
オペレーター	1	0	1	0	0	1	0
計	6	0	6	1	2	1	1

※すべて他事業との兼務職員（兼務：訪問介護 ゆうゆう館、はあと館業務）

利用見込数	月間延件数	月間活動延回数
訪問介護	35	550
総合事業 訪問型	18	130
生活管理指導	1	5
障害者居宅介護	15	180
障害者重度訪問介護	0	0

## 通所介護事業

①みなべ町社協ゆうゆう館(埴田・みなべ町デイサービスセンターゆうゆう館内)※令和6年12月からふれ愛センターと統合  
 <実施する事業>

### ◆介護保険事業

通所介護サービス(対象者:要介護1~5)

・デイサービスセンターで入浴や食事の提供、機能訓練などを行います。日帰りのサービスです。

### ◆介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)

・デイサービスセンターで入浴や排泄、食事等の日常生活上の支援などを提供します。日帰りのサービスです。

<職員の配置と利用見込>

利用見込数	利用者実人数	月間活動延回数
通所介護	55	530
総合事業 要支援者含む	15	70

介護員等数 (専従9人 兼務1人)							
職種	人数	他事業 所 兼務	資格取得状況				
			看護師	准看護師	介護福祉士	理学療法士	介護職員初任者研修
管理者・介護員	1		0	1	0	0	0
生活相談員・介護職員	3		0	0	3	0	0
看護職員・機能訓練指導員	1		0	1	0	0	0
看護職員・機能訓練指導員・ 介護員	1			1	0	0	0
介護職員	4	1	1	0	3	0	0
計	10		1	3	6	0	0

※看護師1名は、育休中

## 訪問給食サービス事業:町受託

### ◆事業内容

自ら調理することが困難で適切な食事をとることが困難な高齢者世帯等に対して、昼食を提供し食生活の支援を図る。ボランティア給食サービスと併用することで週7日のサービスを実施する。

◇職員配置:調理委託(ボランティア、むらさき(社協デイサービス)、特養虹、民間事業所による調理)

◇利用見込者数 40人 利用料:400円(生活保護世帯300円)

## 訪問看護事業特別会計の事業計画

訪問看護事業 みなべ町訪問看護ステーション(みなべ町社会福祉センターはあと館内)

### <実施する事業>

#### ◆介護保険事業

訪問看護サービス(対象者:要介護1~5)

・看護師が自宅訪問して、病状の観察や医師の指示による医療処置などを行います。(理学療法士によるリハビリテーションを含む)

介護予防訪問看護サービス(対象者:要支援1・2)

・看護師が自宅訪問して、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。

(理学療法士によるリハビリテーションを含む)

#### ◆医療保険事業

訪問看護サービス(対象者:各種医療保険の加入者)

・看護師が自宅訪問して、病状の観察や医師の指示による医療処置などを行います。

(理学療法士によるリハビリテーションを含む)

### <職員の配置と利用見込>

看護師数				
雇用区分	人数	資格取得状況		
		看護師	准看護師	理学療法士 作業療法士
常勤	7	5	0	2
非常勤	3	2	1	0
計	10	7	1	2

※ 准看護師は、訪問介護と兼務

利用見込数	利用者実 人数	月間活動 延回数
訪問看護	50	480
介護予防訪問看護	28	200
医療訪問看護	18	180

## 自動車輸送事業計画

交通手段のない一人暮らし世帯、高齢者世帯や障がい者世帯、要介護高齢者者の通院等の輸送を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。(町外出支援サービス等の受託、介護保険サービス、障害者総合支援サービス)輸送にあたっては、車いす対応の車両など活用し、サービスを提供する。

福祉有償運送については、運転者講習受講を位置づけられており、必要に応じて講習会に参加し、スタッフの確保を行う

利用者 40 人

